

議案第 85 号

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 22 年 5 月 31 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例

川崎市火災予防条例（昭和 48 年川崎市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の 2 第 1 項中「又は熔融炭酸塩型燃料電池」を「、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池」に改め、同条第 2 項中「固体高分子型燃料電池」の次に「又は固体酸化物型燃料電池」を加える。

第 32 条の 3 第 1 項第 1 号ウ中「第 13 条の 3 第 1 号」を「第 13 条第 1 号」に改める。

第 43 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定中「第 13 条第 1 項各号」を「第 13 条第 2 項各号」に改める。

第 52 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（個室型店舗の避難通路）

第 52 条の 3 カラオケボックス、省令第 5 条第 2 項各号に掲げる店舗その他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。以下同じ。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗（以下「個室型店舗」という。）の関係者は、当該個室型店舗の遊興の用に供する個室に設ける戸

で避難通路に面するもの（外開きのものに限る。）については、開放した場合において自動的に閉鎖する機能を備えたものとし、当該避難通路を避難上有効に管理しなければならない。ただし、消防長が避難上支障がないと認める場合は、この限りでない。

第５７条中「第５１条の２まで及び第５２条の２から前条まで」を「前条まで（第５２条及び第５２条の３を除く。）」に改める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、平成２２年１０月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１） 第１１条の２第１項及び第２項の改正規定並びに附則第３項の規定 平成２２年１２月１日

（２） 第３２条の３第１項第１号ウ及び第４３条第１項第１号から第３号までの改正規定 公布の日

（経過措置）

２ この条例の施行の際現に存する改正後の条例（以下「新条例」という。）

第５２条の３に規定する個室型店舗（以下「個室型店舗」という。）又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の個室型店舗の遊興の用に供する個室（これに類する施設を含む。）に設ける戸で避難通路に面するもの（外開きのものに限る。）が同条に規定する機能を備えていないときは、当該戸については、同条の規定は、平成２３年９月３０日までの間は、適用しない。

３ 附則第１項第１号に掲げる規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備（固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。）のうち、新条例第１１条の２の規定に適合

しないものに係る位置、構造及び管理の基準については、当該規定は、適用しない。

参考資料

制 定 要 旨

個室型店舗の避難通路について火災予防上必要な規定の整備を行うこと、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い所要の整備を行うこと等のため、この条例を制定するものである。